

## 建設業法改正に伴う下請契約約款等の取り扱いに係るお知らせ

今般、建設業法（昭和24年法律第100号）の改正により、建設工事の請負契約の内容に請負代金の額の変更の際の算定方法に関する定めが追加されることとなりました。

当該条文の施行日である令和6年12月13日以降の契約において、全建書頒会が提供している「工事下請基本契約約款」又は「個別工事下請契約約款」を使用する場合は、法改正により新たに追加された内容（請負代金の額の変更の際の算定方法に関する定め）を特約等として書面に記載する等により契約者間で取り交わすようお願いいたします。

なお、建設業法の規定に基づき中央建設業審議会が作成している「標準請負契約約款」の今後の動向等を参考に、全建書頒会の「工事下請基本契約約款」等に係る更なる対応を検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

(参考)

## 1. 建設業法抜粋（下線は改正部分）

改正後	改正前
(建設工事の請負契約の内容) 第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 1～7 (略) 8 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は <u>請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め</u> (以下略)	(建設工事の請負契約の内容) 第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 1～7 (略) 8 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく <u>請負代金の額又は工事内容の変更</u> (以下略)

## 2. 特約の例

工事下請契約において、「工事下請基本契約約款第 31 条第 1 項又は第 2 項」若しくは「個別工事下請契約約款第 29 条第 1 項又は第 2 項」の規定により、請負代金を変更する場合の額は、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮し、元請負人と下請負人が協議して定める。

令和 年 月 日

元請負人 \_\_\_\_\_ 印

下請負人 \_\_\_\_\_ 印

本様式は、建設業法第 19 条第 1 項第 8 号の改正の施行日である令和 6 年 12 月 13 日以降の契約締結の際に、契約約款と同時に取り交わしていただくようお願いいたします。

なお、この算定方法は一例であり、当事者間の合意の下、別の方式とすることができます。